

1/31

中止



公述の申出がなかったため



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位
各務原市政記者クラブ同時配布資料

令和5年1月16日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
都市政策課	地域計画係	小林 坂井	内線 4718 直通 058-272-8648

「各務原都市計画」における区域区分の変更に係る公聴会開催について

県では、都市計画の案を作成するにあたり、都市計画の素案について住民の方々の意見を伺うため、都市計画法第16条第1項に基づく公聴会を開催しています。

このたび、各務原都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について、下記のとおり公聴会を開催しますのでお知らせします。

記

1 開催日時、会場

- ・日 時 令和5年2月10日（金）18時から
- ・会 場 各務原市産業文化センター6階 第3・4会議室（各務原市那加桜町2-186）
※公述の申出がない場合は、公聴会を中止します。
その際は、県ホームページでお知らせします。

2 変更の経緯

各務原都市計画区域は、昭和46年3月に区域区分の都市計画を決定し、以降10回の変更を行いました。

今回の変更は、既存市街化区域に隣接し、既に地区計画により工業団地造成事業中の区域及び事業化が確実な隣接区域（17.4ha）を市街化区域に編入するものです。

3 素案の閲覧について

公述申出期間に県都市政策課、各務原市都市建設部都市計画課において素案を閲覧に供します。（閲覧時間9:00～17:00 土日祝日除く）また、県ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6815.html>

県都市政策課で閲覧を希望する場合は、県庁1階総合受付までお越しください。

4 公述人の募集について

（1）公述の申出方法

公聴会での意見陳述を希望する各務原市民の方は、次の期間までに県都市政策課へ申出書を郵送、FAX、メール若しくは直接提出してください

※申出書は閲覧場所又は前述の県ホームページで入手できます。

- ・公述申出期間 1月16日(月)～30日(月)(時間:9:00～17:00 土日祝日除く)
- ・提出先 (郵送) 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁 都市政策課【県庁11F】
(FAX) 058-278-2764
(Mail) c11654@pref.gifu.lg.jp

(2) 公述について

- ・公述人は10人までとし、申込者が多数の場合は申出された方の中から選定します。
- ・公聴会での公述人1人当たりの公述時間は10分以内とします。
- ・公聴会は地域住民の皆様方のご意見をお伺いし、案の作成の参考とするために行うものであることから、公聴会の場で公述人のご意見に対し、県として何らかのお答えをするものではありませんのであらかじめご了承ください。

5 傍聴について

- ・公聴会は傍聴が可能です。傍聴を希望される方は、当日直接会場へお越しください。
なお、満員の場合は会場への入場をお断りする場合があります。また、傍聴される方は、公聴会での発言は出来ませんのであらかじめご了承ください。
- ・感染症予防のため、マスク着用、入場時の手指消毒等にご協力願います。
- ・発熱や咳等の症状がある場合は入場をご遠慮いただくことがあります。